

個人情報保護審議会（第88回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成18年4月25日(火)午後5時から午後7時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 7階 楠

2 出席委員の氏名

山下 淳	赤坂 正浩	伊藤 潤子
佐々木典子	森本 章夫	藪野 正昭

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

教育・情報局長	大原 義弘		
県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	間嶋 泰則	県民情報室	稻岡 和樹

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

諮詢受付番号17-3号案件(収集の制限(本人収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止)並びに利用及び提供の制限の例外について)

【がん登録事業の件】

5 議事の要旨

調査審議事項

諮詢受付番号17-3号案件(収集の制限(本人収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止)並びに利用及び提供の制限の例外について)

委 員： 前回までの議論を踏まえ、答申案を作成した。事務局に読み上げていただく。

事務局より、答申案が読み上げられた。

委 員： 1(1)工において、「国立がんセンターに情報提供され、あるいは研究者等に情報提供される」とあるが、この記載でよいか。

事 務 局： 確かに国立がんセンターに提供するが、第一次的には県庁内で分析を行い、統計処理を行った上で、県内の地域ごとの状況を見極める。そして、国立がんセンターに提供するのは統計データだけである。また、研究者等への情報提供については、冊子化された統計データを研究者が利用するにとどまる。

- 委 員： 以前の実施機関の説明では、データベースから研究機関等の求めに応じて抽出データを提供するということであった。
- 事 務 局： 特別の症例等を指定の上で提供を求められると、庁内の審査会において審査の上で提供される。また、特定の個人を指定して情報提供を求められると、本人の同意を得ることになる。
- 委 員： 統計処理等を行ったデータをどのように使用するのか。
- 事 務 局： 県のがん対策事業に使用する他に、がん登録事業に協力する医療機関に提供する。
- 委 員： 個人識別性をなくし、データ化した上で、どのように公表・利用するかを記載すべきである。
- 事 務 局： 記載する。
- 委 員： 1(2)アは、どの言葉がどのようにつながるのか、分かりにくいのではないか。
- 事 務 局： 趣旨としては、がんの発生の増減傾向の把握とがん死亡率の低減のためにデータを活用するという形になる。
- 委 員： イも同様か。
- 事 務 局： はい。
- 委 員： 1(2)においては、～と番号を付けないほうがいいのではないか。また、「活用することができる」としているが、何を活用することができるのかわかりにくいのではないか。
- 委 員： 例えば、アを「どのがん患者が多いはあるいはどの地域の罹患が多いか等を把握することができる。それをがんの発生の増減傾向の把握のために利用したり、罹患しやすいがん、地域、年齢に重点を置いたがん予防講習会を開催するために利用する。」とするなどして、文章を工夫してはいかがか。
- 委 員： 異議なし。
- 委 員： 1(3)の～に「本事業の説明」とあるが、この「本事業の説明」とは、個人情報がどのように取り扱われるのかということや、本人関与の仕組みの説明も含むのか。
- 事 務 局： 事業の有用性に留まらず、本人の関与が可能であることも含む。
- 委 員： 1(4)においては、「兵庫県悪性新生物（がん）登録事業作業取扱要領」としているが、これで正しいか。
- 事 務 局： 「兵庫県悪性新生物（がん）登録事業実施取扱要領」としているが、まだ正式決定している訳ではない。
- 委 員： 「個人情報の取扱要領」としてもいいのではないか。
- 委 員： 異議なし。
- 委 員： 3(1)アに「がん患者本人から直接収集することは極めて困難であるため、医療機関から直接収集する必要がある。」としているが、

他人から収集することは「直接」収集することにはならないから、記載する必要はないのではないか。

- 事務局： 削除する。
- 委員： 3(2)工はなくてもいいのではないか。
- 事務局： 削除する。
- 委員： 3(2)才において、「一方、県は」とあるが、審議会としては、本人の同意に代わるものとして、リーフレットを配布する等PRを行うことを前提に、がん登録事業を認めるわけであるから、その旨を記載すべきではないか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 実施機関は個人情報の保護に関してどこまで配慮するのか。
- 委員： 3(2)才の～について、1(3)ウに「リーフレットを配布するなど、本事業の説明を行うよう医療機関に対して依頼する。」とあるように、がん登録事業の概要と個人情報の取扱いについて、個別に説明を行うよう、医療機関に要請する。
- 委員： どこまで説明を行うのかということになると難しいが、リーフレット配布するだけでは足りないのではないか。
- 委員： 前回会議録P3にあるように、がん登録事業について説明する時期については、現場に任せるとしたうえで、リーフレット1枚を入院等の資料に追加するだけではなく、説明するということであった。
- 委員： 審議会としては、単にリーフレットを配布するだけではなくて、がん登録事業の説明をして理解を求め、場合によっては登録拒否の申し出ができるなどを説明した上で、がん登録する必要があると考える。
- 事務局： 実施機関の説明の範囲内であり、そのように取扱うと考えられる。
- 委員： 個人情報保護法は「がん登録事業」について、何か規定しているのか。
- 委員： 民間病院が保有している個人情報を県に提供することについては、法の適用除外規定に該当するため、適法である。また、厚生労働省のガイドラインの中で、がん登録事業に対して個人情報を提供することは、第三者提供の制限の例外に認められることが明記されている。ただし、民間の病院が適用除外であるとしても、県の実施機関が本人外収集することについては、この審議会で議論する必要がある。
- 委員： 本来であれば、国ががん登録事業について法的な根拠をつくり、制度的な手当を行うべきであった。しかし、まだ法律の根拠に基づいてがん登録事業を行うというところまでは至っていない。
- 委員： がん登録事業の有用性、必要性は認めるが、個人情報を一律に提

供することには疑問がある。個人情報保護とがん登録事業の有用性・必要性とのバランスを取る必要があるが、ある程度本人が知らない段階で、提供されることもやむを得ない。P 5 にあるように、「医療機関からがん患者本人または家族等に個別に説明して理解を得る」ことが重要であることを述べた上で、やはり個別の同意を得ることは難しいということに言及すべきである。

- 委 員： 3(2)オ は厳しい内容であるので、「個別に」を取るべきではないか。
- 委 員： 異議なし。
- 委 員： 3(2)オ の「理解を得る」は厳しいので、「十分に説明する」として「医療機関からがん患者本人または家族等に十分説明するよう、医療機関に対して要請すること」としてはいかがか。
- 委 員： 異議なし。
- 事 務 局： 3(2)オ 及び において、 の「理解を得る」を削るのであれば、 の「県民一般の十分すぎる理解が得られるように」とするのは難しいのではないか。周知することで足りないか。
- 委 員： 個々人に対して、個別の理解を求めるのは厳しいと思うが、制度の一般的な理解を求めるのであれば、問題は生じないのでないか。
- 委 員： 「県民の理解が得られるように、できるかぎり広範かつ持続的な周知が行われるようにすること。」としてはいかが。
- 委 員： 3(2)オ 及び において、「個人情報の取扱い」は必要か。
- 委 員： がん登録事業において収集した個人情報の取り扱いや、本人死亡後の取り扱いについては、事業の概要には当然含まれているとしても、審議会の答申としては、概要と事業の説明だけでは足りないのではないか。
- 委 員： 審議会の答申としては、個人情報の保護や本人関与の仕組みを含めて、県民に対して広く周知を図るということか。
- 委 員： 「持続的な」とは、事業の広報を始めだけではなくて、継続的に行う必要があるという趣旨で記載している。
- 委 員： P 5 の を、「県民の一般に理解が得られるように、できる限り広範で継続的な周知が行われるようにすること」としてはどうか。
- 委 員： 異議なし。
- 事 務 局： の個人情報の取扱い(の本人の関与の仕組みを含め)とあるが、その他の取扱いは何を意味するのか。
- 委 員： 収集等にあたって、個人情報の漏えい等がないようにする。あるいは保有個人情報の必要がなくなったら、個人識別情報は削除するという意味である。
- 事 務 局： 括弧書きを取るか。

- 委 員：がん登録の拒否や登録の削除を行うことができるということを示すべきである。
- 事 務 局：全て概要に含まれていると考えられるが、関与の仕組みを強調するのであれば、事業の概要と本人関与の仕組みについて周知するすればいいのではないか。
- 委 員：本人関与の仕組みだけではなくて、がん登録事業において、個人情報が適切な保護措置が取られていることを含め、どのように取り扱われるかについて説明する必要がある。
- 事 務 局：事業の概要とほぼ同じである。
- 委 員：たしかに事業の概要とほぼ同じであるが、誤解される可能性があるため、記載すべきである。
- 委 員：本日の議論を基に答申案を修正し、大きな変更がなければ答申として確定することをよろしいか。
- 委 員：異議なし。
- 委 員：それでは本日の議論はこれまでとする。

6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第8回）資料